

A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係る A I アプリ導入・支援業務仕様書

1 業務の名称

A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係るA I アプリ導入・支援業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年2月5日まで

3 対象校及び対象者数

- (1) 新潟東高等学校（1 学年 218 人）
 - (2) 新発田高等学校（普通科1・2 学年及び理数科1～3 学年 846 人）
 - (3) 村上桜ヶ丘高等学校（1 学年 112 人）
 - (4) 見附高等学校（2・3 学年 144 人）
 - (5) 加茂高等学校（3 学年 151 人）
 - (6) 小出高等学校（2・3 学年 248 人）
 - (7) 柏崎常盤高等学校（1 学年 100 人）
 - (8) 高田商業高等学校（1 学年 121 人）
 - (9) 佐渡総合高等学校（2 学年 104 人）
 - (10) 村上中等教育学校（4・5 学年 115 人）
- 合計 10 校 2,159 人

4 業務内容

- (1) A I アプリ教材の導入
- (2) 対象校及び教育委員会への支援体制の構築
- (3) 学習ログのデータ提供
- (4) 保守体制の整備

5 A I アプリの機能要件

- (1) 学習者の電子端末を用いて生徒が音読・プレゼンテーション練習及びライティング練習ができること。
- (2) 生成AI とのやりとり練習ができ、CEFR に準拠した難易度の設定や、達成度の判定が可能であること。
- (3) 学習者の電子端末を用いてオンライン国際交流を実施することが可能であること。
- (4) 学校の授業教材に合わせたコンテンツのカスタマイズが可能であること。
- (5) 学習者の利用実態の収集・分析をする機能があること。
- (6) 教員及び教育委員会が、生徒の利用状況を確認できること。
- (7) 学習者のスピーキング評価がCEFR に基づいており、また0-100%での数値化が可能であること。
- (8) 学習者の所有するPC またはタブレット端末で利用可能であること。

6 A I アプリの仕様要件

- (1) アカウントは各調査対象校の生徒と教職員、教育委員会に対して個別に付与されること。
- (2) アカウントを付与された者が、校内外においてサービスにアクセスし、利用可能であること。

- (3) 対応 OS は ChromeOS、Windows、iOS であること。
- (4) クラウド環境での提供（SaaS 形式）であり、専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、標準的なブラウザで利用可能であること。
- (5) 生徒が入力した情報が、生成 AI の機械学習に用いられないなど、生徒のプライバシー保護やセキュリティ対策が保持されていること。

7 AI アプリ導入後の支援

- (1) 通常の使用で発生した故障に対応する保守体制を有すること。
- (2) 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
- (3) 障害発生時に直ちに対応できる体制を整備し、授業への影響が最小限となるよう対応すること。
- (4) AI アプリ導入時に、調査対象校の教職員に対し、操作方法等の研修（オンラインあるいはオンデマンドも可とする）を実施すること。
- (5) アプリを効果的に活用できるよう、年間をとおして、活用事例などの情報提供を継続的に行うこと。
- (6) 教員向けサポートを行う、個別相談窓口を設置すること。

8 その他

- (1) 業務に関して、本仕様書に記載したものの他に必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- (2) 本業務を通じて知り得た情報を、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講ずること。
- (3) 業務に当たっては、著作権、肖像権等に配慮するとともに、個人情報保護について関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、契約者と新潟県教育委員会が協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。